

県南広域振興局長告示第 106 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 114 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 5 月 15 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 訪問介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
株式会社パセオ	奥州市江刺区杉ノ町 6 番 35-3 号パセオわかば C 棟 101 号	奥州市江刺区愛宕字観音堂沖 400 番地 1	よいっこ介護サービス	奥州市江刺区杉ノ町 6 番 35-3 号パセオわかば C 棟 101 号	奥州市江刺区愛宕字観音堂沖 400 番地 1	平成 19 年 3 月 26 日

2 介護予防訪問介護

介護予防事業者			介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
株式会社パセオ	奥州市江刺区杉ノ町 6 番 35-3 号パセオわかば C 棟 101 号	奥州市江刺区愛宕字観音堂沖 400 番地 1	よいっこ介護サービス	奥州市江刺区杉ノ町 6 番 35-3 号パセオわかば C 棟 101 号	奥州市江刺区愛宕字観音堂沖 400 番地 1	平成 19 年 3 月 26 日